

2022年9月定例県議会 一般質問

2022年9月28日

日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナ第7波で、県内でも全国でも感染爆発による医療ひっ迫は深刻な事態となりました。さらに年末には、第8波の到来やインフルエンザとの同時流行などが危惧されており、今後も感染拡大防止の対策は当然必要です。

県が行った介護施設などへの抗原検査キット配布は大変喜ばれていると同時に、現場からは継続を求める声も出されています。

- ① 社会福祉施設等への抗原定性検査キットの配布を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

7月以降の感染急拡大を受け、県は県内全域の入所施設に対し、2週間に一度PCR検査を行ってきました。1日の新規感染者数は、以前よりは下降傾向であるものの、クラスターを防ぐために全県での定期検査を継続すべきです。

- ② 高齢者施設等従事者へのPCR検査について、県内全域での検査を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は入所施設で陽性者が出た場合、利用者一人あたり30万円を限度にかかりまし経費を補助していますが、現場からは「とても足りない」、「増額してほしい」との声があがっています。ところが国は、来月から半分の15万円に引き下げようとしています。

- ③ 新型コロナウイルス感染症の陽性者が高齢者施設で療養した際のかかり増し費用の追加的な補助について、来月以降も同額で継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県内でクラスターが発生したあるデイケア施設は、1日25人程度が利用しており、18日間の休止で500～600万円の減収だと言います。国は、通所施設が休業した場合は、利用者への電話対応分などを介護報酬に計上してよいとしています。利用者が1割を負担するため活用が進んでいません。

- ④ 新型コロナウイルス感染症により休業した通所介護事業所への新たな支援策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、障がい者がコロナ感染した場合の対応についてです。視覚障害を持つ方が陽性となり食糧支援を受けた際、物資の内容が分からず困ったとの話を伺いました。現在県では、視覚障がい者から申し出があれば、箱の中身を電話で伝える対応を始めたと思いますが、物品に点字シールを貼るなどニーズに応じた支援を今後も強める必要があります。

- ⑤ 障がい者など配慮の必要な人が陽性者となった場合の支援を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

二、避難地域の復興及び避難者支援について

与党の第11次提言は、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外の除染について、「帰還の意思があるかどうか確認して判断する」としていますが、住民の切なる願いは「全域除染」であり、そもそも「どこまで除染するのかわからない中では帰るかどうかが判断がつかない」というのが当該地域住民の声です。

- ① 住民の帰還意向の有無に関わらず、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外は全域除染を行うよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

復興庁は、原発事故による県外避難者のうち、連絡がつかなかった人や帰還の意思がないと回答した人など、約6,600人を避難者数から除外するとしました。これに対し、避難者でつくる3団体は「帰還意思を持たなくなっても自らを避難者と自覚している。国の判断で除外されることは許されない」と復興庁に要望しました。

- ② 県外避難者数について、帰還意思がなければ含めないとする国の集計基準を見直すよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

三、災害対策について

先月3日からの会津北部を中心とした大雨では、全壊1棟を含む169棟が住家被害を受けましたが、県は災害救助法の申請をしませんでした。災害救助法の適用には、被害世帯数などが要件となっており、線状降水帯による大雨や局所的な豪雨など、近年の状況に見合った適用基準へと変えていくことが必要です。

- ① 災害救助法の適用基準を緩和するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

昨年2月の地震では、災害救助法の適用とならなかった42市町村に対し、県独自に災害救助法と同等の支援を行いました。県民は、この4年間だけでも、地震、台風、コロナなど幾重にも災害に見舞われており、さらに物価高騰などますます生活が厳しくなる中、県の支援が切実に求められています。

- ② 本年8月3日からの大雨で住家に被害を受けた世帯に対し、県として災害救助法と

同等の支援を行うべきと思いますが、知事の考えを伺います。

誰一人被災者を取り残さない支援として、鳥取県では全国初の災害ケースマネジメント条例が制定されました。地域防災計画でこれに触れている都道府県も 23 に広がっています。

今年 3 月の地震の際、丸森町では被災者のもとを訪れ、悩みを聞き、課題を整理し、各分野の専門家と連携しながら、家の修復や健康管理など様々な支援にあたる災害ケースマネジメントの役割が実際に発揮されたといい、国も今年度から制度化する方向です。

6 月議会のわが党の代表質問に対し、災害ケースマネジメントは被災者支援における検討課題の一つとの認識は示されたものも、人員や財源の確保などの課題があり、市町村と情報交換していくとの答弁でした。

先月初旬にも大雨災害が発生し、「これだけの災害が発生している本県だからこそ防災の取り組みを強めてほしい」との要望も出されています。

③ 災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、省エネルギーの推進について

県住生活基本計画が今年度改定され、省エネ住宅改修による既存住宅の年間CO₂排出削減量は 2020 年時点で 423 戸・277 トン、2030 年まで同規模程度以上の削減量を見込み、1,000 トンの削減を目標としており、その実現のためにも省エネ推進をより積極的に進めていく必要があると考えます。

本県では、2016 年から戸建住宅の断熱改修費用として最大 120 万円を補助する「省エネルギー住宅改修補助事業」を実施しており、100 戸の募集に対し倍率は毎年約 3 倍と好評です。この事業を活用し、住宅の断熱効果を高めることは地球温暖化対策への重要な取り組みの一つだと考えます。

① 福島県省エネルギー住宅改修補助事業の予算を増額すべきと思いますが、県の考えを伺います。

先月開かれた北海道・東北 6 県の議員研修会の温暖化対策分科会では、青森、秋田、岩手、山形の各県が、断熱など省エネ住宅改修や省エネ家電への買い替え補助を行っていることを報告しました。他にも、北海道は昨年 8 月から「ゼロカーボン局」を設置し、部局横断型で温暖化対策に取り組む体制を作りました。山形県では、県の「カーボンニュートラル推進会議」の委員に高校生を任命するなど、専門家や各界の代表だけでなく幅広い意見を出し合い、「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」を取りまとめたといいます。宮城県では、住民に全く説明のないまま事業者が大規模な太陽光発電を進め、様々なトラブルが続出したため、県は太陽光発電を対象とした再エネ条例を策

定し、住民への事前説明等を義務化するなど、各県で温暖化対策に向けた実効的な取り組みが進んでいます。本県でも、温暖化対策の本気の取り組みが求められています。

② 省エネ家電への買替えに対する補助を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

再エネは、屋根への小規模太陽光発電設備の導入など、住民参加型での促進が重要です。東京都は促進のため、住宅メーカーに太陽光発電設備の設置を義務付ける方針です。本県は、住宅用太陽光発電設備に1キロワット4万円、4キロワットで16万円を上限に補助制度を実施していますが、太陽光設置には120万円ほどかかり自己負担が大きいことがネックとなっています。実際に、県内の住宅屋根への設置率は1割未満、昨年度、当初予算では3,200件を計上、補助実績は2,292件と、7割程度に留まります。

③ 住宅用太陽光発電設備の導入について、補助金の上限額を引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、公共交通対策について

昨年度改定された県の過疎・中山間地域条例では、新たに移動・交通手段の確保に必要な措置を講ずるとの条文が設けられました。

山間部など公共交通が不便な地域では、運転免許証を返せば生活ができなくなる、都市部に住む子どものところに引っ越すしかない、空き家が増えて地域の衰退に拍車がかかるのではと心配、などの声が聞かれます。

一方、福島市が実施している75歳以上の方へのバス・電車代無料化は大変喜ばれており、他市町村の住民から「うちの町でもやってほしい」と待ち望まれています。

また、交通手段の確保は学生など若い世代からも求められており、温暖化対策としても今後ますます必要性が高まっています。

① 市町村が運行する乗合バス等に対する補助制度の補助率を引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

茨城県高萩市では、昨年7月に実証事業を行い今年10月から「呼び出し型最適経路バス」を本格的に運行します。電話やアプリなどで乗り降りしたい場所を指定する仕組みで、料金は一律300円、小学生以下と市内に住む65歳以上の人は半額の150円です。市の担当者は「人口減少とともに、バスの本数が減り、ますます不便になっていく悪循環の打開策としてこの事業を始めた。買い物や散歩など、外に出るきっかけとして呼び出し型バスを使ってほしい」と話しています。

全国に誇れる健康長寿の県を目指す本県として、移動・交通手段への公的支援が必要です。

② 高齢者に対するバス・鉄道の運賃補助を行うべきと思いますが、県の考えを伺いま

す。

六、肥料価格高騰対策及び新規就農者支援について

あらゆる物価の高騰により農家も大打撃を受けています。「肥料代がこれまでの倍の値段になって大変」、「ビニールハウス補修も資材代が高くなり厳しい」、「このままでは農業を続けられない」との声です。

今回の国の肥料価格高騰対策には、化学肥料の低減への取り組みが条件の一つとなっています。化学肥料の低減は大事な取り組みですが、物価高騰でいま苦しんでいる農家への支援にこうした条件を付けるべきではありません。

- ① 肥料価格高騰対策事業について、要件を付けずすべての農家が対象となるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

先日、二本松市で新規就農者から現状や要望などを伺いました。「国の新規就農者支援制度の期間を延長してほしい」、「新しいことを始めたくても機械が高くて買えない」など多くの方から資金面の不安が出されたほか、「遊休農地の中でいい土地があれば紹介してほしい」、「新規就農者同士のつながりがほしい」など、様々な要望が出されました。

千葉県では「千葉県農業者総合支援センター」を設置し、県、JAなど農業関係団体から職員をワンフロアに配置し、就農者の様々な相談に対して、たらいまわしせず、その場で応えられる体制があり、宮崎県綾町でも同様の体制を持っています。

県は、新規就農者などの幅広い相談に対応する就農コーディネータを今年度から配置していますが、その体制の充実が求められています。

- ② 新規就農希望者の相談にワンストップで対応できる体制を構築すべきと思いますが、県の考えを伺います。

新規就農者にとって何百万円もの機械導入経費は特に負担が大きいため、リタイアした農家から中古を譲り受ける仕組みづくりの要望も出されました。国や市町村では機材導入費の補助などを実施しており、県も同様に支援すべきです。

- ③ 新規就農者への農業機械のリースや使われなくなった機械のあっせんの支援を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

七、性暴力等被害者支援について

元自衛隊員の五ノ井里奈さんが、訓練中の性暴力被害を実名で告発した勇気ある行動が波紋を広げています。実際の被害が郡山駐屯所で起こったものだったことに、私自身も大きなショックを受けました。五ノ井さんの呼びかけに応え、146人もの方から同様の被害体験が寄せられていると伺います。性暴力の被害者に寄り添う相談体制の強化は

まさに喫緊の課題です。

県内では、性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」が相談を受け付けています。先日、SACRAふくしまの方と懇談した際、夜間休日の相談対応などについて要望を受けました。現在、SACRAふくしまでは24時間365日相談を受けることは難しく、夜間休日の相談は内閣府が設置している大阪府のコールセンターが対応しています。特に深夜から未明にかけての性的暴行による緊急避妊薬の服用など緊急性の高い相談に県内でも対応できる体制づくりが課題だと話していました。

性暴力等の相談窓口であるSACRAふくしまにおいて、夜間休日の体制を充実させるべきと思いますが、県の考えを伺います。

八、生徒指導提要の改訂を踏まえた校則の見直しについて

文部科学省は先月、国の生徒指導に関する「生徒指導提要」の改定案を取りまとめました。12年ぶりとなる改訂版では、子どもの権利条約が初めて書き込まれ、発達障害や性的マイノリティーの児童生徒への対応や、この間の校則見直しを求める世論を受け、校則の運用・見直しなど、前向きな要素が増えています。

新しい提要では校則について、「守らせることばかりにこだわらない」、「理由を説明できない校則は本当に必要か、絶えず見直す」、「子どもや保護者の意見聴取」などに言及しています。各学校で校則を決める際、この立場で積極的に見直しを進めるべきです。ある県立高校からは、「更衣室を作ってほしい」と要望も出されています。

生徒指導提要の改訂を踏まえ、児童生徒の参画の下、校則の見直しを進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の御質問にお答えいたします。

8月3日からの大雨により住家被害を受けた世帯への支援についてであります。

先月3日からの会津北部を中心とした大雨で、土砂の流入などによる住家の被害が発生しました。

県といたしましては、被災された方々の早期の生活再建を支援するため、県独自の支援策として、住家が全壊となった世帯を始め、中規模半壊で新築や補修等を行う世帯や、半壊以上で住家を解体する世帯に対し、被災者生活再建支援法と同等の基礎支援金及び住家の再建方法に応じた加算支援金を支給することとしております。

また、被災自治体においては、半壊や床上浸水など、住家等の被害状況に応じた見舞金の支給や、解体費用の補助などの支援を行うこととしております。

引き続き、被災自治体と連携しながら、これらの取組を通じて、被災者のみなさんが一日も早く元の生活を取り戻すことができるよう、支援してまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

保健福祉部長

社会福祉施設等への抗原定性検査キットの配布につきましては、今年8月から県独自に希望する2,899か所の施設等へ約40万個を配布しております。

そうした中、国から社会福祉施設等従事者のための検査キットを各都道府県へ配分するとの通知があったところであり、今後、その配布に向けて準備を進めてまいります。

次に、高齢者施設等従事者へのPCR検査につきましては、感染拡大地域において検査を希望する施設等を対象に実施してまいりました。

引き続き、地域の感染状況等を踏まえて、必要な検査を実施してまいります。

次に、高齢者施設で療養した際のかかり増し費用の追加的な補助につきましては、本年9月末までとされている追加補助を同額で延長するよう、全国知事会を通し、国に求めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症により休業した通所介護事業所への支援につきましては、利用者の状態を日頃から把握している事業所が、電話によりその健康状態等を確認した場合、介護報酬の対象とする介護保険制度の特例措置が講じられております。

県といたしましては、全国知事会を通し、コロナ禍における事業所への支援を国に求めているところであります。

次に、障がい者など配慮の必要な人が陽性者となった場合の支援につきましては、療養のための相談体制を確保し、本人の症状や障がいの程度に合わせて、入院、宿泊療養、自宅療養の中から適切な療養形態を選択し、必要な支援を行っております。

引き続き、障がい者など配慮の必要な人が安心して療養できるよう支援を行ってまいります。

二、避難地域の復興及び避難者支援について

避難地域復興局長

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外につきましては、除染の課題を含め、住民の声や各自治体の意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、

最後まで責任を持って取り組むよう、引き続き、国に対し求めてまいります。

次に、県外避難者数につきましては、東日本大震災等に伴う避難者の所在地等を把握する全国避難者情報システムへの届出情報を基に、国が避難先の自治体等の協力を得て集計しており、集計上の基準など、その運用についても、国において適切に対応されるものと考えております。

三、災害対策について

危機管理部長

災害救助法の適用基準につきましては、近年、全国各地で災害が頻発化していることから、被害の発生状況や課題等について全国知事会等と共有を図り、連携しながら必要な見直しについて国に求めてまいります。

次に、災害ケースマネジメントにつきましては、被災者の課題に応じ、専門的な知識を持つ団体等と連携して取り組む必要があることから、先進事例における体制や課題について、市町村や社会福祉協議会と情報共有を行うとともに、法律相談や車両の貸出しなど、被災者の生活再建に必要な支援を行う団体との協定締結に取り組んできたところであります。

引き続き、市町村や関係団体等と体制づくりに向けた検討を進めるとともに、支援団体との連携の強化を図ってまいります。

四、省エネルギーの推進について

土木部長

福島県省エネルギー住宅改修補助事業につきましては、戸建住宅の居住性能を高める断熱改修に対して必要な予算を確保し、補助を行っているところであり、今後とも、国や他県等における省エネ住宅の普及の取組状況等を注視し、戸建住宅の省エネルギー改修の促進に取り組んでまいります。

生活環境部長

省エネ家電への買替えにつきましては、家庭における温室効果ガスの排出削減につながることから、これまでも環境アプリを活用するとともに、地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、省エネ家電への買替えの効果を周知してまいりました。

引き続き、関係団体等と連携しながら、家庭における省エネの推進に取り組んでまいります。

企画調整部長

住宅用太陽光発電設備の補助制度につきましては、予算規模、補助単価とも、全国トップクラスの水準にあることから、現行の補助制度を有効に活用し、住宅用太陽光発電の更なる普及拡大に取り組んでまいります。

五、公共交通対策について

生活環境部

次に、市町村が運行する乗合バス等につきましては、高齢者等が安心して日常生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、市町村の財政力指数や過疎地域の指定の有無に応じて補助率を設定し、その運行に伴う経常損失額に対して補助を行っております。

次に、バス・鉄道の運賃補助につきましては、事業者や一部の市町村において、独自に高齢者向けの割引制度や補助を実施しており、県では、広域路線バス等の生活交通路線を維持するため、市町村や事業者に対して補助を行っております。

引き続き、地域の実情に応じ、市町村や交通事業者等と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

六、肥料価格高騰対策及び新規就農者支援について

農林水産部長

肥料価格高騰対策事業につきましては、化学肥料の価格高騰の影響を受けにくい生産体制づくりに向けて、化学肥料を低減する取組を行う農家が対象とされております。

このため、事業の要件となる土壌診断による施肥設計や堆肥利用の取組等についてきめ細かく助言するなど多くの農家が事業を活用できるよう支援してまいります。

次に、新規就農希望者の相談体制につきましては、県と農業関係7団体との連携協定に基づき、県域の相談窓口を設置するとともに、県内7方部に就農コーディネーターを配置したところであります。

引き続き、市町村やJA等で構成される各地域のサポート組織と密接に連携するなど、県域等における相談体制を強化してまいります。

次に、新規就農者への農業機械のリース等につきましては、今年度新たに創設された国の新規就農者育成総合対策を活用し、支援しているところであります。

七、性暴力等被害者支援について

生活環境部長

次に、SACRAふくしまにおける夜間休日の相談体制につきましては、国のコール

センターによる対応に加え、来月から、緊急の場合は、コールセンターから連絡を受けたSACRAふくしま緊急支援員が、医療機関と受診の調整等を行う体制としたところでもあります。

引き続き、関係機関と緊密に連携し、性暴力等被害者支援の充実に努めてまいります。

八、生徒指導提要の改訂を踏まえた校則の見直しについて

教育長

校則の見直しにつきましては、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえ、児童生徒の意見を聴きながら、絶えず検討していくことが重要であります。

このため、生徒会等での議論の場において子どもたちの主体的な参画を促すとともに、校則の見直しに係る手続を明示するなど、生徒指導提要の改訂の趣旨を踏まえた学校の取組を支援してまいります。

【再質問】

大橋県議

再質問いたします。

はじめに災害対策について知事に伺います。

県が被災者生活再建支援法と同等の制度を決めたことは大事だと思いますし、喜多方市や西会津町が独自に見舞金支給を決めたことはとても重要だと思います。一方でその狭間ですよね、災害救助法が適用になれば、応急修理で最大 59 万 5,000 円が被災者に補償されることとなります。2月の地震の時は、県はこれを独自にやったわけですよね。3月の地震の時は、すぐに県内全域を災害救助法の対象だとして国に申請を行ってきました。こうした機敏な対応は、被災者を救うために大事な判断だったと思っています。今回は災害救助法の申請をしなかったわけですから、県独自の支援をやっぱり行うべきじゃないかと思います。今回の大雨災害でも、県として災害救助法と同等の支援を行うべきと思いますが、再度知事に伺います。

それから、県外避難者数の集計基準について、避難地域復興局長に伺います。

国が適切にやってきたというふうな答弁でしたが、私はそうではないと思います。国は、2014年8月から帰還の意思を確認して、それを根拠に避難者数を集計してきました。この春、さらに国から集計方法を厳格にするよう指示が出されて、その結果、避難指示区域かどうかにかかわらず 6,600 人もの避難者が避難者数から除外されることになりました。

そもそも政府がこれまで、原発事故の被害をできるだけ小さく見せようとしてきたこ

と、避難解除が進んだとか、これだけ避難者数が減ったとか、そういうことを強調して、原発事故の被害や避難が続いている困難さを見せなくしてきたわけです。そうやって原発事故を終わったことにして「福島切り捨て」を進めてきた、そういう国に追随していく県でいいのかということです。

2018年に亡くなった浪江町の馬場有・元町長は「戻る・戻らないに関わらず全ての町民が浪江町民」だと言って町民生活の復興にあたってきました。数年前に、富岡町の宮本・元町長は県議団との懇談の際には「町民が避難先で家を作ったっていい。10年、20年というスパンで考えてまた富岡町に戻ってきてもらえたらと思っている」と話しました。こうした努力に県は学ぶべきではないでしょうか。

県外避難者数について、帰還の意思がなければ除外する国のやり方は見直すよう求めるべきだと思います。再度伺います。

災害ケースマネジメントについて、危機管理部長に伺います。

6月の答弁の時と、そんなに大きくは変わっていないなというふうに感じました。災害が発生したときに、私たちも「罹災証明書は申請しましたか？」と被災者のみなさんに声をかけて歩っていますが、やはりまだまだ罹災証明書の申請方法やどういう支援制度が受けられるのか、広く知られていないというふうに感じているところです。被災者を取り残さないために、支援につないでいくために、災害ケースマネジメントの役割を災害基本条例に明記すべきだと思います。国は昨年度、避難行動要支援者に関わって、個別避難計画策定を努力義務としていますし、被災後の支援も同様に大事だと思っています。

災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思います。再度伺います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の再質問にお答えいたします。

災害救助法の適用につきましては、法制度上の適用基準を踏まえ、判断することとなっております。その上で、住家に被害を受けられた世帯への支援につきましては、県独自の支援策として、被災者生活再建支援法と同等の支援金を支給することとしております。被災自治体と連携をしながら、これらの取り組みを通じて被災者の生活を再建できるよう支援してまいります。

危機管理部長

災害ケースマネジメントにつきましては、被災者の課題に応じ、市町村に加え専門的な知識を持つ団体等と連携して取り組む必要があります。このため、県といたしましては、市町村等と先進事例における体制や課題等について、情報共有を行うなど取り組みをはじめたところであります。引き続き、市町村等と体制づくりにむけた検討を進めるとともに、その体制の構成員ともなる支援団体との連携強化を引き続き図ってまいります。

避難地域復興局長

県外避難者数についてでございますが、避難者の所在地等を把握するために構築をされました全国避難者情報システム、こちらへの届出情報が元になってございます。国が避難先の自治体等の協力等を得て取りまとめているものでございます。従いまして、基準等につきましても、国の責任の下で運用されるものというふうに考えてございます。

【再々質問】

大橋県議

再々質問を行います。

住宅用太陽光発電の導入について、企画調整部長に伺います。

全国トップクラスとの答弁でしたが、県内を見ますと、西会津町でも1キロワット4万円、県と同じです。上限は12万円です。また、県の上限16万円よりも高い金額を出している市町村もあります。昨年度の当初予算では3,200件を計上していましたが、一昨年度は4,000件でした。どうして目標を引き下げたのかと疑問です。太陽光パネルの設置費用は、先ほども述べましたが120万円に対して、最大16万円というのはまだまだ足りないと思います。カーボンニュートラルの実現を目指すのであれば、水素とか新エネだけでなく太陽光とか再エネにもより一層力をいれていく必要があると思います。太陽光は災害時にも活用できますし、一番の地産地消だという声もあります。

住宅用太陽光発電設備の導入について、補助金の金額を引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

それから、新規就農者の相談窓口について、農林水産部長に伺います。

先ほども紹介致しましたが、千葉県や宮崎県綾町ではすでにやっていて、福島県のJAからも、こういう体制が必要だとの要望が県にも出されていると伺っています。新規就農者の目標は引き上げて、おおむね達成されたという一方で、国の新規就農者支援制度を使っている県内の新規就農者の5年後の定着率は7割に留まっています。こういう新規就農者の相談窓口、県域1本だけではなくて、市町村でも支援担当者を配置できる

ように県の支援をもらいたいとの要望も出されました。

新規就農希望者の相談にワンストップで対応できる体制を構築すべきと思います。再度伺います。

最後に、SACRAふくしまの体制充実について、生活環境部長に伺います。

まもなく夜間休日の対応が始まるとのことで、これから実際にスタートされるとの答弁でした。このあと実際に運用を始める中で、新たな課題も見えてくると思います。夜間や休日に相談を受けることが増えれば、被害者と一緒に病院に行くとか、個別の対応も増えていくことが予想されます。そうなったときに対応できるよう、支援員の養成など体制強化は引き続きの課題だというふうに思っています。ぜひ部長のご決意など述べていただけたらと思います。

【再々答弁】

企画調整部長

再質問にお答えいたします。

住宅用太陽光発電設備の補助制度につきましては、厳しい財政状況の中で、補助単価、自己負担額、また他県の状況等々踏まえ、実現したい政策目的に対して、できる限りの対応をさせていただき、その中で全国トップクラスの水準であることから、現行の補助制度を有効に活用し、住宅用太陽光発電のさらなる普及拡大に取り組んでまいります。

生活環境部長

SACRAふくしまの体制につきましては、先ほども答弁申し上げたとおり、10月から休日夜間における緊急の場合の相談体制を整えたところであります。今後運営状況を踏まえつつ、相談しやすい環境整備や関係機関と連携したきめ細やかな支援につとめてまいります。

農林水産部長

就農希望者の相談体制につきましては、圏域の相談窓口が市町村やJA等で構成される各地域のサポート組織と密接に連携して、就農希望者が安心して頼れる相談体制としてまいります。

以上